

令和2年度生活交通ネットワーク計画（案）

令和元年 6 月 日

天理市地域公共交通活性化協議会
会長 並河 健

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、市民が住み慣れたこの天理で安心して豊かに暮らし続けられるために、またいざ災害等の非常時にかげがえのない生命と財産を守るためには、オール天理で「共に支えあうマチ天理」を再構築していくことが不可欠であるとの考えのもと、政策間連携と地域のネットワークの強化により、地方創生の好循環を生み出す施策を進めている。

こうした施策を推進する上で、地域住民の自立した日常生活及び健康づくり、学習活動、ボランティア活動等の社会生活を確保するための基盤を整備することが不可欠であり、そのためには地域公共交通による移動手段の充実を図ることが重要である。

また、活力ある都市活動の実現や交通に係る環境への負荷の低減を図る観点も踏まえ、地域公共交通の活性及び再生の実現が求められている。

本市は、JRと近鉄が結節する総合鉄道駅である天理総合駅を基点とする鉄道駅周辺及びバス路線のある幹線道路沿いに市街地が形成され人口が密集しているものの、市街地が形成された区域以外にも多くの集落が全域に点在している状態である。

今回、生活交通確保維持改善計画において認定申請するバス路線及びデマンド型乗合タクシー（区域運行）は、公共交通空白地帯の解消、中心市街地、公共施設へのアクセスの向上、既存交通機関への乗り継ぎ利便の向上などに対応しているものである。

今後も市民が市内のどこに居住しても安心して社会生活を営むことができ、活発に社会活動に参加し、地域が活気を持つことにつなげていくため、地域内フィーダー路線の確保・維持に引き続き努めるとともに、天理市等が維持に努める幹線バス路線との接続を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

令和2年度は、地域公共交通確保維持費国庫補助金の対象となる地域内フィーダー7系統について、同補助金を活用することにより継続的な運行の維持・確保を図る。

現行のコミュニティバス西部線（内回線・外回り線）、コミュニティバス菅原線及びデマンドタクシーについて引き続き同補助金を活用しながら補助対象路線の継続的な運行の維持・確保に努める。

令和3年度以降についても、引き続き同補助金を活用しながら補助対象路線の継続的な運行の維持・確保に努める。

年度	目標	効果
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティバスの本格運行による交通手段の確保 年間利用者数 18,000人 ○デマンド型乗合タクシーの運行による交通手段の確保 年間利用者数 4,100人 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスにより公共交通空白地帯の71%が解消さらにデマンド型乗合タクシー運行により公共交通空白地帯の96%が解消 ・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、沿線住民の文化活動等への参加が活性化 ・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現 ・自家用車から公共交通機関への転換が促進され、交通総量の抑制が図られる

年度	目標	効果
令和3年度	<p>○コミュニティバスの本格運行による交通手段の確保 年間利用者数 18,000人</p> <p>○デマンド型乗合タクシーの運行による交通手段の確保 年間利用者数 4,100人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスにより公共交通空白地帯の71%が解消さらにデマンド型乗合タクシー運行により公共交通空白地帯の96%が解消 ・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、沿線住民の文化活動等への参加が活性化 ・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現 ・自家用車から公共交通機関への転換が促進され、交通総量の抑制が図られる
令和4年度	<p>○コミュニティバスの年間利用者数 18,000人</p> <p>○デマンド型乗合タクシーの年間利用者数 4,100人</p>	同上

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ 天理市公共交通活性化協議会として、コミュニティバス及びデマンドタクシーによる公共交通の円滑な運営を心がける。
- ・ コミュニティバス及びデマンドタクシーの利用を促進するため、時刻表や路線図、利用方法等を市の公報紙「町から町へ」やホームページに掲載するとともに、市内各所にチラシを配布し、利用増加の啓発等に努める。

これらは、運営主体である天理市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・ 天理市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・ 申請番号1～3:奈良交通株式会社
- ・ 申請番号4～7:奈良近鉄タクシー株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※ 該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準にただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準にただし書に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※ 該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※ 該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- 平成21年1月からのコミュニティバスの運行開始時より運行している車両(乗車定員12名)は、乗車人員が多いところでは積み残しなどが発生している状況にあり、車イスでの乗車やIC化を求める声が多数あったこと等から市民の利便性の向上を図るため乗車人員が多く、ICカード対応・車イスの乗車スペースを有する新車両導入が求められた。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ・ H27年10月よりICカード対応機能を有する新規車両を導入することで、それまでの懸案であった、利用者側の積み残し等に対する不安の解消や、利便性の向上が図れるうえに、車イスの乗車スペースを設けることにより、新たな利用者の獲得が図れた。また新車両入れ替えに伴い、現行車両を用いて、東部山間地域での既存路線バスの運行空白時間帯におけるコミュニティバスの運行を行うことにより、住民のニーズ(通院や買い物等)をつかみ、さらには既存路線バスとの結節等も視野に入れての運行により観光客を含めた新たな利用者獲得を図った。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ・ 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表6」添付

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※ 該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和元年6月の協議会において、本計画を承認済

18. 利用者等の意見の反映

- ・ 協議会メンバーである利用者代表の意見を反映して本計画を作成

19. 協議会メンバーの構成

天理市地域公共交通活性化協議会 会議メンバー

構成員	構成員名称
市町村代表者	天理市
一般乗合旅客自動車運送事業者	奈良交通株式会社
	公益社団法人奈良県バス協会
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	奈良県タクシー協会天理部会
	一般社団法人奈良県タクシー協会
鉄道事業者	西日本旅客鉄道㈱
	近畿日本鉄道㈱
道路管理者	奈良国道事務所
	奈良土木事務所
	天理市建設部
公安委員会	天理警察署
利用者代表	天理市議会議員
	天理市区長連合会
	天理市長寿会連合会
天理市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局
	奈良県県土マネジメント部地域交通課
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
	天理市市長公室
	天理市健康福祉部

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該 当する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	241日	723回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間幹 線系統「天理都祁 線」、「天理桜井線」と 接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	241日	482回		路線定期 運行	①		③
		(3) 菅原	天理駅	憩の家外来棟	菅原	往13.0km 復13.0km	359日	1077.0回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	藤井町、上仁興町、下仁 興町、福住町、山田町、長 瀬町	天理駅		240日	790回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条町、 喜殿町、上穂町、小田中 町、麻治町、高橋町、荒野 町、稲葉町	天理駅		280日	910回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	袖之内町、萱生町、竹之 内町、乙木町、園原町、香 垣町、通田町、海知町、武 蔵町	天理駅		240日	490回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		200日	600回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該 当する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	244日	732回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間幹 線系統「天理都祁 線」、「天理桜井線」と 接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	244日	488回		路線定期 運行	①		③
		(3) 苜原	天理駅	憩の家外来棟	苜原	往13.0km 復13.0km	358日	1074.0回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	原井町、上仁興町、下仁 興町、福住町、山田町、長 瀬町	天理駅		240日	790回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南大桑町、 喜屋敷町、上総町、小田中 町、尾治町、高橋町、荒井 町、猪瀬町	天理駅		280日	910回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	礼之内町、堂生町、竹之 内町、乙木町、團原町、檜 理町、遠田町、滝知町、武 蔵町	天理駅		240日	490回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		200日	600回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準①で該 当する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等との 接続確保策	基準②で該当 する要件 (別表7のみ)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	天理駅	結崎駅・長柄 運動公園前	天理駅	往27.4km (循環)	242日	726回		路線定期 運行	①	天理駅にて地域間幹 線系統「天理都祁 線」、「天理桜井線」と 接続	③
		(2) 西部外回り	天理駅	長柄運動公園 前・結崎駅	天理駅	往29.8km (循環)	242日	484回		路線定期 運行	①		③
		(3) 苜原	天理駅	憩の家外来棟	苜原	往13.0km 復13.0km	358日	1074.0回		路線定期 運行	①		③
	奈良近鉄 タクシー(株)	(4) 東エリア	天理駅	麻井町、上仁興町、下仁 興町、福住町、山田町、長 流町	天理駅		240日	790回		区域運行	①		③
		(5) 西エリア	天理駅	小路町、中町、南六条町、 曙殿町、上総町、小田中 町、鹿治町、落福町、荒野 町、福塚町	天理駅		280日	910回		区域運行	①		③
		(6) 南エリア	天理駅	拙之内町、養生町、竹之 内町、乙木町、團原町、檜 垣町、遠田町、産知町、武 蔵町	天理駅		240日	490回		区域運行	①		③
		(7) 北エリア	天理駅	樺本町、中之庄町	天理駅		200日	600回		区域運行	①		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1関係 運行予定系統を示した図(コミュニティバス系統)

1) 運行系統・運行区域の概要

(西部線) 天理総合駅を起点とし、前栽地区、井戸堂地区、二階堂地区、朝和地区を回り天理総合駅に戻る巡回路線。運行経路途中の西井戸堂交差点を分岐点として、内回り、外回りの2系統に分かれる。

(苜原線) 路線バス天理都祁線の運行空白時間帯に苜原まで1日3往復運行。天理総合駅を起点終点に、天理駅北側の区画整理事業で開発された地域を通り、買い物拠点となるスーパー、大きな病院を経由し、布留交差点より現行路線バスと同じルートを通り苜原を終点起点とし運行する。

2) 事業の概要

- ・ 事業主体は天理市地域公共交通活性化協議会とする。(西部線・苜原線)
- ・ 運行は奈良交通株式会社に委託する。(西部線・苜原線)

(西部線) 運行日は、月～金(土日祝及び12/29～1/3は運休)

運行回数は1日5便とする。奇数便は内回り、偶数便は外回り。

運賃は、100円(小学生以下は50円)福祉割引あり

(苜原線) 運行日は月～日、土日祝も含め運行(12/29～1/3は運休)

運行回数は路線バス運行空白時間帯に3往復

運賃は、190円(小学生以下は100円)福祉割引あり

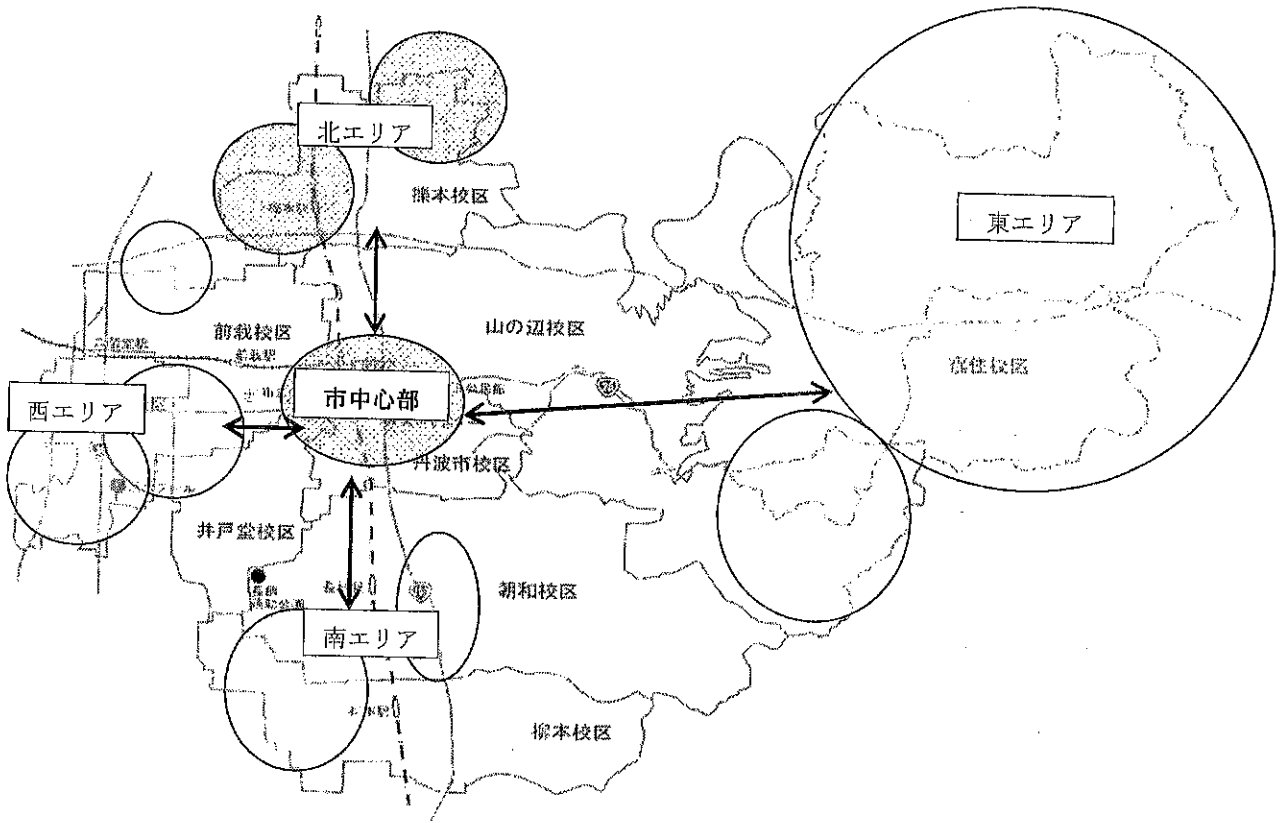
3) 計画期間

(西部線) 平成23年4月から本格運行を実施

(苜原線) 平成28年4月から本格運行を実施

事業の名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度
天理市コミュニティバス 運行事業	令和元年10月 ～ 令和2年9月末	令和2年10月 ～ 令和3年9月末	令和3年10月 ～ 令和4年9月末

表1関係 運行予定系統を示した図(デマンド型乗合タクシー運行)



1) 運行系統・運行区域の概要

- ・天理総合駅を起点とし、市中心部と各エリアとの往復路線の計4系統。
 東エリア(藤井町、上仁興町、下仁興町、福住町、山田町、長滝町)
 西エリア(小路町、中町、南六条町、喜殿町、上総町、小田中町、庵治町、嘉幡町、荒蒔町、稲葉町)
 南エリア(柚之内町、萱生町、竹之内町、乙木町、園原町、檜垣町、遠田町、海知町、武蔵町)
 北エリア(機本町、中之庄町)

2) 事業の概要

- ・事業主体は天理市地域公共交通活性化協議会とする。
- ・運行は奈良近鉄タクシー株式会社に委託する。
- ・運行日は、月～金(土、日、祝及び 12/29～1/3 は運休)
- ・運行回数は1日5便とする。
- ・運賃は、300円(東エリアは500円)福祉割引あり

3) 計画期間

・実証運行期間(平成24年4月～平成26年3月末)を終え、平成26年4月より本格運行実施

事業の概要	令和2年度	令和3年度	令和4年度
天理市デマンド型乗合 タクシー運行事業	令和元年10月～ 令和2年9月末まで	令和2年10月～ 令和3年9月末まで	令和3年10月～ 令和4年9月末まで

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	天理市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	40,212
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
40,212人	$40,212人 \times 120円 \times 0.7 + 2,000千円$	5,377 千円

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

DID地区と非DID地区の区分が分かる地図

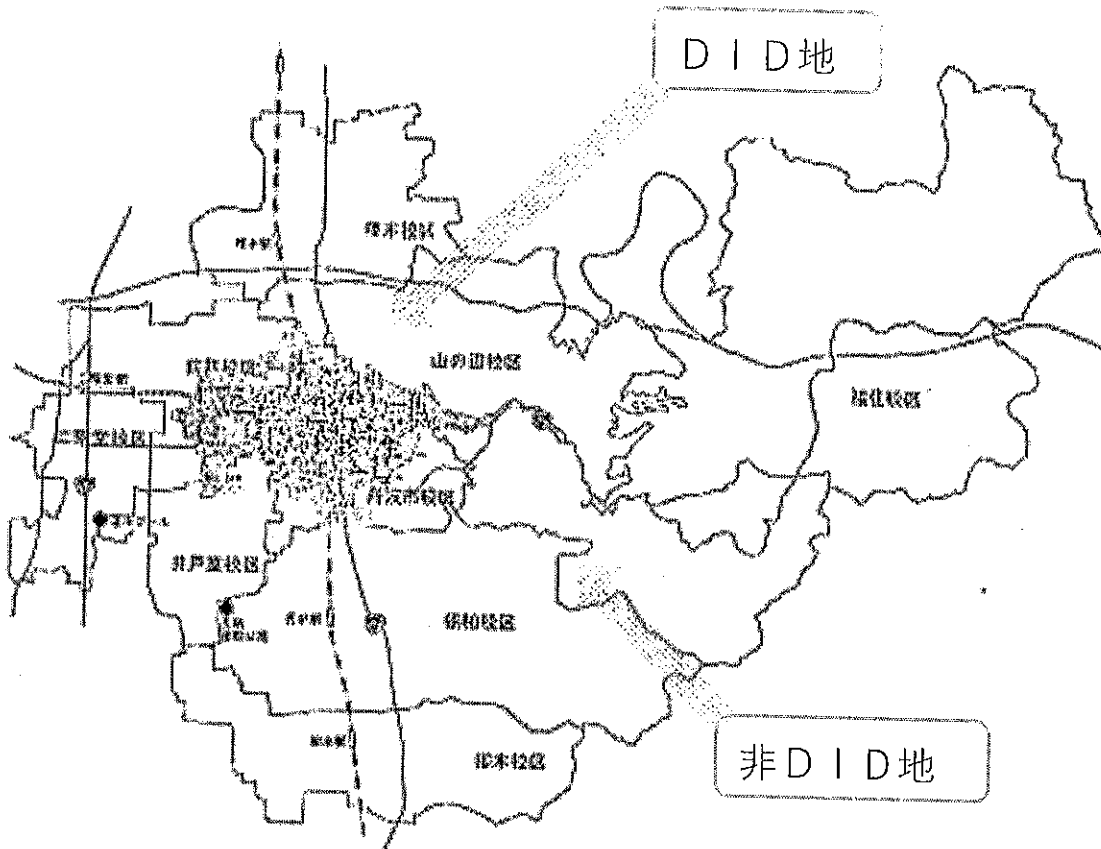


表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

市区町村	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
奈良県 (天理市)	奈良交通㈱	1	(1) 西部内回り (2) 西部外回り	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	33	平成27年10月		一括
		2	()							
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
4. 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。